

条例点検票

		作成年月日	令和元年 12 月 24 日	
条例番号	平成 23 年静岡市条例 第 2 号	条例名	静岡市債権の管理に関する条例	
制定年月日	平成 23 年 2 月 22 日	最終改正年月日	平成 23 年 2 月 22 日	
所管課名	滞納対策課			
条例の概要	市の債権管理の適正化を図るため債権管理に関する事務処理について必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	市の収入未済額が増大し、適正な債権管理を推進するために本条例が制定された。以降、全庁的な取組みにより、市全体の収入未済額は、ピーク時の 171 億円(平成 21 年度)から、平成 30 年度決算では 66 億円と大幅に縮減された。引き続き適正な債権管理を進めていくために本条例は必要である。	_____		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例は、市の債権を適切に管理するための基本的な姿勢や事務処理について規定しており、それら規定は、適正な債権管理に対し、有効に機能している。	_____		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	・市の事務処理について規定しているものであり、市民や事業者に負担を与えるものではない。 ・債権放棄の事務処理について、効率的に運用できている。	_____		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	・他市の同様の条例を含め、その適法性を司法の場で否定されたことはない。 ・関係法令の改正等により、不必要になった規定等はない。	_____		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本条例の内容は、市内部の事務処理に関わる事項、ほとんどが法令等に規定されている事項であることから、市民に協働を求める性格のものではないが、債権管理委員会の会議を公開とする等、市民に対して情報提供を行っている。	_____		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他市の同様の条例には、相続人が存在しない場合に債権放棄ができる規定等がある。	_____	本条例に規定する必要があるか研究していく。	
キ その他	_____	_____		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
必要なし	本条例施行から 10 年目となるが、条例の趣旨や運用に係る課題はない。収入未済額は条例施行時から大幅に縮減されたものの、引き続き市民の公平な負担を実現し、適正な債権管理を進めるため、本条例を継続していく必要がある。	長期的には、債権管理の在り方について、条例を中心とした事務全体を見据えた課題を探し検討していく。		

条例点検票

		作成年月日		令和元年 7 月 31 日	
条例番号	平成 18 年静岡市条例 第 83 号	条例名	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例		
制定年月日	平成 18 年 7 月 25 日	最終改正年月日	平成 24 年 3 月 23 日		
所管課名	市民局生活安心安全課				
条例の概要	路上喫煙による身体若しくは財産上の被害又は健康への影響の防止に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の禁止その他の必要な事項を定め、もって快適な道路等の公共の空間の確保を図ることにより、健康的で安全・安心な生活環境を保持することを目的とする。				
評価					
基準	評価結果	対応	備考		
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	本条例は、路上喫煙による被害防止に関し、市、市民等、事業者の責務を明らかにするとともに路上喫煙の禁止等の必要な事項を定めることで、快適な公共空間の確保を図り、健康的で安心安全な生活環境を保持することを目的としている。現状として路上喫煙者がなお一定数存在し、禁止地区の指定による被害防止に引き続き取り組む必要があることから、条例は必要である。				
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例では路上喫煙禁止地区の指定及び違反者への過料徴収を定めているが、路上喫煙率調査において、路上喫煙禁止地区が禁止地区外と比較して大幅に喫煙率が低く、また過料を設定することで禁止地区内での喫煙者への指導の際の実効性を高めているため、有効に機能している。				
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 過料 2,000 円は指導の効力を上げているが実際に課されたケースはない。(過料が課されることを伝えることで一度目の指導で路上喫煙を止めさせられる。) b 内部コスト 不必要に煩雑な事務はない。				
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	別紙論点整理票のとおり、健康増進法との整合について検討したことを踏まえ、条例の適法性について疑義となるものはない。				
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	路上喫煙禁止地区内の百貨店等の喫煙所マップへの掲載協力や、禁止地区外の青葉シンボルロードでのイベント等実施時における路上喫煙被害対策の協力など、協働が図られている。				
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても路上喫煙の禁止、過料の徴収、指導員による巡回指導等を定めた条例が制定されている。				
キ その他					
見直し結果					
改廃等の必要	理由	特記事項			
現行どおり					